

令和7年度まちなかウォークブルストリートデザイン策定業務委託に係る公募型プロポーザル（参加表明書等）についての回答書

No	日付	事 項	質 問	回 答
1	4/18	「実施要領 P.4 8 参加表明書等の提出 (4) 提出書類 ク 配置技術者調書」について	共同企業体を設置した場合、当該調書は共同体企業体としてのものでよいのでしょうか。あるいは構成企業全ての調書が必要なのでしょうか。	共同企業体として1枚の配置技術者調書を作成し、提出してください。
2	4/18	「実施要領 P.2 5 参加資格 (1)」について	記載できる実績を「ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表企業であるものに限る。」と縛っていますが、企画提案書(1)業務実績において、共同企業体の構成員を予定している企業の実績は、単独またはJV代表企業の実績しか使えないという意味を含んでいますでしょうか。	貴見のとおりです。
3	4/18	「実施要領 P.4 8 参加表明書等の提出 (4) 提出書類 キ 共同企業体の設置に関する協定書」について	押印は必要でしょうか。	押印が必要です。
4	4/18	「実施要領 P.4 8 参加表明書等の提出 (4) 提出書類 エ 上記5(1)の業務実績を証する書類」について	【1】業務実績の件数は任意でしょうか。 【2】実績一覧を付けて良いでしょうか。	【1】任意です。ただし、参加表明書等の提出者が6者以上である場合は、本実績件数が多い上位5者程度をプロポーザル参加対象とします。 【2】実績一覧を添付することは可能です。ただし、別途テクリス等の業務実績を証する書類が必要となりますのでご注意ください。

5	4/18	「実施要領 P.4 8 参加表明書等の提出 (4) 提出書類 ク 配置技術者調書」について	【1】主たる担当技術者を複数名立てて良いでしょうか。 【2】複数名可能な場合の上限はありますか。	【1】配置技術者調書に記載する主たる担当技術者は1名としてください。 【2】同上となります。
6	4/18	「実施要領 P.4 8 参加表明書等の提出 (4) 提出書類 エ 上記5(1)の業務実績を証する書類」について	具体的にはどのような書類の提出が必要でしょうか。	テクリス等の客観的に業務実績が判断できる書類を提出してください。
7	4/18	「実施要領 P.4 8 参加表明書等の提出 (4) 提出書類 ク 配置技術者調書」について	主たる技術者以外の担当技術者の記載は不要でしょうか。	主たる技術者以外の担当技術者の記載は不要です。
8	4/18	「実施要領 P.9 15 審査項目及び評価方法 (1) ②配置技術者の実績」について	【1】「配置技術者」は、管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者のいずれも該当するという解釈で良いでしょうか。 【2】「配置技術者」は、複数の技術者の実績の合計で評価されるのでしょうか。例えば、管理技術者が①の実績3件、主たる担当技術者が①の実績2件の場合に合算した評価がされるのでしょうか。 【3】管理・照査・主担当技術者3名それぞれで①②の実績各5件ずつ（1人合計10件、3人で合計30件分）が評価されるということでしょうか。	【1】貴見のとおりです。 【2】貴見のとおりです。その場合、①の実績は5件として評価します。 【3】評価の対象は①②の実績、各5件ずつ、合計10件分となります。例えば、管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者の①の実績が合計8件分であった場合でも、①の実績の評価の対象は5件となります。